地域ボランティアポイント事業

(通称:はつらつポイント事業)とは

ボランティア活動を通じて、地域貢献することを積極的に奨励し、社会参加を通じて介護予防並びに生きがいづくりを推進することを目的に、町内において町民であるボランティアが行った活動(ポイント対象活動)の実績に基づき、ボランティアポイントを付与するとともに、該当ポイントに応じて、相当品と交換することができる事業活動です

ポイント事業のしくみ・流れ



対象活動事業登録の申込み・活動申請書の提出

申請

ポイント手帳の交付・ボランティア登録証の発行

申請活動終了後に活動報告書、ポイント手帳を提出

ポイントの付与

活動報告書を確認し、ポイントを付与

(社会福祉協議会)

交換期間中にポイントの交換申請書の提出

ポイントの交換

ポイントを商品券に交換

ポイントの交換期間 2月1日~3月31日

ポイントについて

- ・1 ポイント=100円
- 5ポイント(500円)単位で交換可能。
- 年間50ポイント(5,000円)までの 交換を上限とします。

ポイント事業の対象活動

1	社会福祉協議会が運営するふれあい交流会・ふれ愛クラブ	1 回→2 ポイント
2	地域でのサロン活動の担い手(お手伝い)	1 回→2ポイント
3	自治会活動において、声かけ訪問等の活動	1 回→2ポイント
4	継続的かつ日常的な見守り活動	1ヶ月→3ポイント
5	施設での慰問活動・傾聴活動	1 回→2ポイント
6	社会福祉協議会で行っている、ペットボトルキャップ洗浄活動	1 回→2ポイント
7	社会福祉協議会の事業に対するボランティア活動	
8	その他、ボランティアセンター運営委員会が認めた活動	

※1時間未満の活動に対して1ポイント、1時間以上の活動に2ポイントを原則とします。

あなたが地域などで行っている活動が ありましたら、是非、活動申請をして ポイントをためてみません?







(事業名)			
1	2	3	
4	<u>5</u>	6	
7	8	9	
10			